幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

1 目的

幼児教育の質の向上のため環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で、子供を安心して育てることができる体制を整備することを目的とする。

2 内容

(1) 内容

遊具等環境整備施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備

(2) 実施主体

都道府県

(3) 事業者

学校法人又は社会福祉法人(幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る)

- 3 交付基準額・負担割合
- (1) 交付基準額

1施設当たり 1,800千円

(2) 負担割合

ア 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園 国 1 / 2、事業者 1 / 2

イ 幼稚園

国 1/3、事業者 2/3

4 対象経費

遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する 経費(短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く)

5 留意事項

- ・対象経費にかかる設備整備については、大規模な工事を伴わないものとする。
- ・「遊具等環境整備施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備」については、交付決定年度に幼稚園で、交付決定年度の翌年度から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する場合、国の負担割合を 1 / 2 以内として国庫補助の対象とすることができる。ただし、実施主体において、認定こども園への移行の確認等を適切に行うこと。

認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

1 目的

認定こども園の緊急整備等に対応し、認定こども園における教育の質の向上に関する研修や幼稚園・保育所の教職員の合同研修等に係る費用の一部を補助することにより、 子供を安心して育てることができる環境を整備することを目的とする。

2 内容

(1) 内容

教育の質を向上させるために行う、認定こども園における研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修及び幼稚園と保育所等の連携に係る研修を実施する。また、研修(都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。)に参加することを可能にするための費用の補助を行う。

(2) 研修の対象者

認定こども園・幼稚園・保育所の教職員等

(3) 実施主体

都道府県

(4) 事業者

都道府県、市町村、都道府県が適当と認めた者

3 交付基準額・負担割合

(1) 交付基準額

研修参加教職員1人当たり 5,000円

(2) 負担割合

国 1/2、事業者 1/2

4 対象経費

認定こども園の質の向上や、幼稚園と保育所等の連携に係る研修事業の実施に必要な 賃金、諸謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費 等)、委託料、補助金、使用料、賃借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、 研修参加費等

認定こども園等の業務体制への支援

1 目的

認定こども園等への移行にかかる事務負担の軽減及び園務の平準化に必要な費用の一部 を補助することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施及び子供を安心・安全に 育むことのできる業務体制の整備を図ることを目的とする。

2 内容

- (1) 内容
 - ①認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法 律第77号)第3条及び第17条で定める認定こども園の認可・認定又は子ども・子育て支 援法(平成24年8月22日法律第65号)第27条に定める施設型給付費の支給に係る施設 としての確認等(以下、「認定こども園の認可等」という。)、私立幼稚園が子ども・子 育て支援制度に移行する際に都道府県又は市区町村に行う申請作業等について、事務職員 等を雇用する場合に係る費用等を補助する。

②補助員等配置による園務の平準化支援

朝の登園時等の業務負荷が大きい時間帯において、幼稚園の入口における園児の受け入 れ、園児の建物内への誘導及び担任教員に対する登園状況の報告(登園管理システムを導 入している場合は、システム上での登園状況の報告、園バスの乗車状況や保護者からの出 欠連絡との齟齬がないかの確認を含む。)等により、担任教員等の業務負荷を軽減し、も って園務の平準化を図ることを目的として、新たに補助員等を配置するために必要な費用 を補助する。

(2) 実施主体

都道府県

(3) 事業者

- ①学校法人(認定こども園の認可等を受けていない施設を有する法人に限る。)
- ②施設型給付を受ける幼稚園(幼稚園型認定こども園を除く。)
- 3 交付基準額・負担割合
- (1) 交付基準額
 - ①事務職員等雇上費等
 - 1施設当たり2,000千円1施設当たり260千円 ②補助員等雇上費等
 - (②は上限額であり、雇上期間や勤務日数に応じて算定することとする。)

(2) 負担割合

国 1 / 2 事業者 1 / 2

4 対象経費

- ①認定こども園の認可等に係る申請書作成等の業務を行うために雇用した事務職員等の 雇上費及び当該業務にかかる外部への委託費等
- ②登園時等における担任教員等の業務を補助するために新たに配置した補助員等の雇上 費及び当該業務にかかる外部への委託費等

5 留意事項

- ①認定こども園等への円滑な移行のための準備支援
- ・交付対象となる園は、認定こども園の認可等を受けること。ただし、原則として、交付 決定をした年度内に認定こども園の認可等を受けない場合は、補助条件違反として交付 額の返還を命ずること。
- ・本事業の対象となる業務と他の業務をあわせて行う者を雇用する場合は、本事業の対象 経費を算出するため、雇用契約の内容、業務日誌等により本事業の対象となる部分がわ かるようにすること。
- ・当該業務と他の業務をあわせて外部の業者等へ委託する場合は、契約内容等で当該業務 に係る部分が明確にわかるようにすること。
- ・すでに、子ども・子育て支援制度に移行している私立幼稚園は対象とならない。

②補助員等配置による園務の平準化支援

- ・補助対象となるのは、朝の登園時等に担任教員等の業務負荷を軽減し、園務の平準化を 図ることを目的として、交付決定年度に新たに補助員等を配置した場合に限ること。
- ・補助を受けて配置する者は、幼稚園教諭免許状あるいは保育士資格を有する者や教育補助員として勤務経験のある者等、子供の命を預かる業務にあたる知見や経験のある者とするとともに、園長や担任教員等との連携の下、子供を安心・安全に育む業務体制を構築すること。
- ・配置初年度に係る経費のみを補助対象とすること。同一の園に対して2年目以降の経費 を補助対象とすることは認められない。
- ・チーム保育加配加算等、人員配置に係る他の補助制度により国費での支援を受けている 者に係る重複受給は認められない。
- ・本事業の対象となる業務と他の業務をあわせて行う者を配置する場合は、本事業の対象 経費を算出するため、雇用契約の内容、業務日誌等により本事業の対象となる部分がわ かるようにすること。
- ・当該業務と他の業務をあわせて外部の業者等へ委託する場合は、契約内容等で当該業務 に係る部分が明確にわかるようにすること。なお、委託する場合であっても、当該業務 に従事する者は、幼稚園教諭免許状あるいは保育士資格を有する者や教育補助員として 勤務経験のある者等、子供の命を預かる業務にあたる知見や経験のある者とするととも に、園長や担任教員等との連携の下、子供を安心・安全に育む業務体制を構築すること。

幼児教育の質の向上のための ICT 化支援

1 目的

保育 DX の推進等を踏まえ、幼稚園等における ICT 環境を整備することにより、教員等の業務負担を軽減し幼児と向き合う時間を確保すること等を通じて、幼児教育の質の向上を図ることを目的とする。

2 内容

(1) 内容

幼稚園等における教員等の業務負担軽減に資するシステム導入や端末の購入等に必要な経費に対する補助を行う。

(2) 実施主体

都道府県

(3) 事業者

市町村(特別区を含む。)、学校法人、社会福祉法人(幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る。)

(4) 対象施設

幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、幼保連携型認定こども園

3 交付基準額・負担割合

(1) 交付基準額

1施設当たり 1.000千円(6学級以下)

1.500千円(7学級以上)

(2) 負担割合

国 1 / 2、事業者 1 / 2

4 対象経費

- ①幼稚園等における教員等の業務負担軽減に資するため、以下の I からIVに掲げる機能を 1 つ以上有するシステムを導入するために必要となる経費。(※)
 - I. 教育に係る計画・記録に関する機能
 - Ⅱ. 園児の登園及び降園の管理に関する機能
 - Ⅲ. 保護者との連絡に関する機能
 - Ⅳ. キャッシュレス決済に関する機能
 - ※システム導入に必要な端末等の備品やインターネット環境の整備等を含む。
- ②上記機能を使用するために必要な端末等の備品の更新費用

5 留意事項

- ・対象となるシステム類に搭載する機能やパソコン・タブレット等の備品は、教員等の 業務負担軽減に資するものであり、具体的な使用目的や必要性があるものでなければ ならない。
- ・対象経費については、当該申請年度にかかる経費とし、システム等のリース料や保守費等については、原則単年度の契約とすること。(複数年契約をせざるを得ない場合については、按分を行って当該申請年度に係る経費を算出するなど適切に対象経費を算出すること。)
- ・すでに導入しているシステムや端末等の保守費、リース料、通信費等については対象 とならない。
- 通信環境の整備については、大規模な施設の改修工事を伴わないものとする。
- ・一つの園において令和7年度以降で補助を受けた最終年度から5年間は、補助を受けることができない。ただし、やむを得ない事情による場合はこの限りではない。